

設計業務等における働き方改革に向けた取組 「ウィークリースタンス」の推進について

平成31年4月12日
千葉県県土整備部技術管理課
電話 043-223-3111

平成31年4月から「働き方改革関連法」が施行されたことにより、建設コンサルタント、測量、地質調査等の技術サービス業では、一部で猶予期間無しに残業時間の罰則付き上限規制が適用されます。

このため、県土整備部では、設計業務等の円滑かつ効率的な業務の進行を図るとともに、受注者に対して過度な負担を強いることのないよう、「ウィークリースタンス^(※)」の取組を積極的に実施します。

(※) ウィークリースタンスとは、一週間における受発注者間相互の働き方に関するルール（スタンス）を目標として定めたもので、計画的に業務を履行することにより、設計業務等の品質確保やワーク・ライフ・バランスの推進を図る取組です。

1 対象業務

県土整備部発注の設計業務等を対象とする。
(土木・建築設計業務、測量業務、地質調査業務)

2 配慮する事項

- (1) 金曜日（もしくは週の最後の平日）に依頼する資料作成等の期限を、週明けの最初の平日に設定しない。
- (2) 事務所における業務打合せの開始時刻は10時以降、終了時刻は16時以前とする。
- (3) 毎週水曜日および受注者の企業が設定している定時退社日においては、退社時刻以降の電話連絡をお互いに行わない。